

論文博士の学位授与申請に係わる審査報告書

| | |
|---------|--------------|
| 氏名(本籍) | 田中孝治(日本) |
| 学位の種類 | 博士(経営学) |
| 報告番号 | 乙第28号 |
| 学位授与年月日 | 平成29年3月20日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |

論文題目 江戸時代帳合法成立史の研究
—和式会計のルーツを探求する—

| | | | | |
|------|----|----|----|----|
| 審査委員 | 主査 | 教授 | 伊藤 | 清己 |
| | 副査 | 教授 | 富増 | 和彦 |
| | 副査 | 教授 | 神頭 | 広好 |

2016年(平成28年)12月15日
愛知大学大学院経営学研究科

審査の結果の要旨

本論文の課題は和式会計のルーツを探求し、その発達過程を解明することにある。我が国には、明治時代に西洋から複式簿記が輸入される前に、日本式の簿記（筆者は江戸時代のものを「帳合法」という）が存在した。本論文は、その帳合法の成立の発展史を、江戸時代から遡ることによって解き明かすものである。いわゆる和式簿記の研究である。さらに、そこでは監査も行われていたという点を含めて、「和式会計」という名称を用い、副題を「和式会計のルーツを探究する」としている。

江戸時代、豪商と呼ばれるような大商人は、多数の帳簿から「算用帳」とか、「算用目録」と称される決算書を作成しており、そこでは、西洋式の複式簿記のように財産計算と損益計算が行われていた。しかしながら、そのような帳合法がどのようにして成立・発展してきたのかについての研究は皆無であるとされている。この点を探究することが筆者の課題である。

本論文は第1章～第8章及び補論から構成されている。

第1章は、和式簿記の先達の研究を時系列的に紹介し、和式簿記とは何かということ論じている。いわゆる和式簿記の研究史である。大森研造の論文をはじめ、出雲帳合など、江戸時代の豪商の帳合法（多帳簿制複式決算簿記）を紹介し、それらの特徴を明らかにしている。そこから、複式決算が確認できる最古のものは、鴻池家の帳合法であるとしている。

第2章は、とりわけ独創的な研究成果の部分であり、伊勢商人の帳合法と監査を取り上げている。筆者は伊勢商人の特徴を、主人は伊勢の本家において、経営は江戸の支配役が行い、伊勢の本家から、「目代役」とか、「老分」と呼ばれる目付け役が派遣され監視をしていた点に求め、このことから現代の株式会社に例えている。また、これまで研究されてこなかった長井家の算用目録を調査し、そこから期末資本を二重に計算する以下の複式決算の構造を明らかにした。

(1) 期末資産合計－期末負債合計＝期末正味身代（期末資本）

(2) 当期収益－当期費用＋期首正味身代（期首資本）＝期末正味身代（期末資本）

また、本業である木綿商売の算用目録は、支配役が作成し目代役が監査証明を行っており、逆に、貸付部門や不動産部門のそれでは、目代役が作成し支配役が監査の証明をするという、内部牽制の機能が働き、不正を防止する仕組みが形成されていたことを指摘している。

第3章は、我が国中世の荘園会計についての研究である。筆者は荘園の散用状から、領主の行った監査について考察している。ここでは、監査人のルーツが、すでに中世に存在していたことを明らかにしている。さらに、散用状の作成者が僧侶であることから、和式簿記や会計制度の発達に、僧侶が関係していたことを指摘している。世界で最初の簿記書「スンマ」を著したルカ・パチョーリがフランチェスカ派の修道僧であったことから、洋

の東西を問わず、簿記の発達に僧侶が大きく貢献していたとしている。

第4章は、我が国古代律令制における帳簿（「正税帳」「出挙帳」「出挙木簡」）の研究である。正税帳に関しては、地方政府から中央政府に送られる正税の決算報告書の構造が、以下のようなものであることを明らかにしている。

前期繰越高＋当期収益（出挙利、田租）－当期費用（雑用、全給・半給）＝次期繰越高

また、出挙帳（稲の貸付を記した帳簿）については、それが正税帳作成のための重要な原始簿であるだけでなく、寺院の貸付簿や、奈良時代の役人の貸付簿として、単独でも用いられたとしている。これまで記録上、最古の商業帳簿は「土倉帳」であり、江戸時代の帳合法の中心的な帳簿は「大福帳」（売掛金元帳）であるとされていた。しかし、筆者は出挙帳がこれらの帳簿の基であり、この点から帳合法の起源を我が国律令制における正税帳制度であると結論付けている。さらに、本章の研究過程で発見した「天平勝宝二年借用銭録帳」が、現存する我が国最古の商業帳簿と考えることができるとし、もしそうであるなら、これまでの定説を覆えすことになるのではないかとしている。

第5章では、再び中世の土倉帳について論じている。「祠堂方帳」という寺院の貸付簿を発見し、そこから中世の寺院が優れた決算報告書制度を持っていたことを明らかにしている。中世の寺院の決算書には、正税帳や鴻池家の算用帳と同様の計算構造のものが見受けられたとしている。祠堂方納下帳の構造は以下のとおりである。

前期繰越＋当期収入－当期支出＝次期繰越

このことから、正税帳による古代律令制における決算報告制度が、中世寺院のそれに受け継がれたのではないかとしている。さらに、本章では、和式簿記の発達と宗教との関係にまで考察を拡げている。

第6章では、日記について論じている。荘園年貢の決算報告書制度では、日記が原始簿として機能しており、日記という貸付簿の存在も明らかにされている。筆者は正税帳作成の基となる原始簿（諸帳簿）が、律令制が崩れていくなかで、「日記」という名称で呼ばれるようになっていったのではないかとしている。また、時代の異なる日記を3パターン比較することによって、その日記が、中世から近世に移行するなかで再び分化し、和式簿記における「金銀出入帳」であるとか、「大福帳（売掛帳）」、「仕入帳」、「売帳」、「買帳」など、「〇〇帳」という諸帳簿に機能別に分化・発展していったのではないかとしている。

第7章では、和式簿記の源流について論じ、その源流を東アジアに求めている。トルファンや敦煌で出土した出挙帳、百済の出挙木簡、長安の質屋の債権簿を調査し、それらが我が国の出挙帳の源流ではないかとしている。そして、古代の中国大陆で生まれた帳簿技術が、古代日本に伝播したと考えている。会計のような文明の伝播を考える場合、古代における中国の存在は、近代以降のヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国の存在と同様、重要であるとしている。

第8章では、監査について論じている。近世の豪商はもとより、中世の荘園や寺院の決算報告制度に監査が見られたことから、我が国の監査の起源は古代にあり、その監査が中

世、近世へと受け継がれていったのではないかとしている。研究の結果、我が国の古代には、「勘会」という監査制度があり、九世紀の初めには、監査基準（弘仁主税式勘税帳条）が成文化されており、また、検税使などの監査人が中央政府から地方へ派遣されていることが明らかにされている。そして、その監査を含む古代の会計制度が、律令制が崩れるに従い、中世の荘園領主である寺院や高級貴族に受け継がれていったことを明らかにしている。

補論では、千数百年の歴史を持った和式会計が、明治期になりいっぺんに無くなったのではなく、第二次世界大戦後の青色申告制度の導入に到るまで命脈を保ったことを明らかにしている。そのために、神戸商業講習所の和式帳合法の教育について取り上げ、さらに、帳合法が「中小企業簿記要領」にまで影響を与えたことを明らかにしている。

本論文の特徴は、会計の歴史研究をとおして、帳簿組織や監査の仕組みを跡付けている点にある。帳簿組織の歴史的発展が明確、かつ独自の視点で論じられている点が高く評価できる。

筆者の研究の始まりは江戸時代の帳合法（和式簿記）にあったが、それに留まることなく、時代を遡り、さらに研究の対象を拡げている。それは近世の豪商はもとより、中世の荘園や寺院の会計、古代の帳簿にまで及ぶ。各時代の帳簿がどのような内容で、どのような特徴を持っていたのかが、詳細に論じられている。本論文の目的は、歴史を遡り、和式会計のルーツを探究することにより、逆にその発展過程を解明することにある。これはこれまで誰も行ってこなかった領域に果敢に挑んだ研究であり、長年の地道な努力が本論文に結実している。

また、現在の西洋式複式簿記で特徴的な利益の二面的計算構造（財産計算と損益計算）を和式簿記が有していたことを指摘している点も評価できる。すなわち、和式簿記では様々な帳簿を使いながら、現在の会計の基礎である財産計算と損益計算という2つの計算から利益を求めるという構造をすでに取り入れていたことが明らかにされている。この点は「和式簿記の伝播と発展の流れ」という図の形に要約され、明瞭となっている。

一方、本論文では考察が十分でない点も見られる。

第1は、本論文の全体が和式会計という視点から検討が行われているものの、各章相互の結び付きが明確になっていない。研究の端緒である江戸時代の帳合法と各時代の帳簿組織との関係が十分に明らかとはなっていない。また、江戸時代以外の各時代の帳簿組織が相互にどのような関係を持って発展してきたのかが明らかではない。

第2は、本論文では全ての章を体系的にまとめた部分がない。本論文の特徴は江戸時代の帳合法から時代を遡りながら、各時代の帳簿組織を発展史の視点から明らかにすることにある。もしそうであるならば、帳簿組織がどのように発展したのかをまとめ、全体を俯瞰することが必要であろう。

第3は、和式簿記と現在の西洋式複式簿記との関係が検討されていない。筆者は西洋式複式簿記の普及は第二次世界大戦後の青色申告制度の導入にあると指摘している。それならば、それまで命脈を保った和式簿記と西洋式複式簿記との違いは検討すべきであろう。

口述試験では、審査委員から以下の質問が出され、質疑が行われた。

- 本論文が、時代を遡る形の構成となっていることについて
- 各章が個別に取り上げられており、相互の関連性が明瞭になっていないのではないか
- 我が国の複式決算と現在の西洋式複式簿記の違いはどこにあるのか
- 本論文では収益と費用をどのように捉えているのか
- 帳簿組織と監査との関係に十分踏み込んでいないのではないか
- 古代に、利潤追求という考え方はあったのか
- 帳簿は権力者の支配の手段としての役割を果たしていたのではないか
- 帳簿計算の目的は歴史と共に変わっているのではないか
- 官庁会計と商人の会計との関連について
- 支配階級である大名の会計について
- 今後、研究を進める際に、資料をどのように探していくのか

これらの質問に対して、筆者から詳細な説明があった。また、今後も継続してこれまでの課題に取り組みたい旨が述べられた。

以上、本論文に対する審査および口述試験の結果、本審査委員会は本論文が論文博士の学位に相応しいものであると判定した。

なお、本論文は書籍として刊行されており、2015年10月に日本会計史学会賞を受賞している。また、以下の書評がある。

元日本会計研究学会会長 一橋大学名誉教授 安藤英義 『会計』第187巻第3号 2015年

元日本会計史学会会長 大阪市立大学名誉教授 平林喜博 『産業経理』第74巻第3号 2014年

拓殖大学教授 三代川正秀 『会計史』(日本会計史学会学会年報)第34号 2015年

以 上